

議案第 47 号

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 9 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第21項第2号中「及び附則第24項第2号」を「、附則第24項第2号及び附則第27項第2号」に改める。

附則に次の3項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る令和4年度国民健康保険税の減免の特例）

27 令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（令和3年度分の国民健康保険税にあつては、被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われたことにより令和4年4月1日以降に納期限が定められているものに限る。）の減免に

については、次の各号のいずれかに該当する者は、第23条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれ、次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合にあつては、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

28 前項（第2号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が第20条の2の特例対象被保険者等である場合においては、同条の規定を適用し、同項（第2号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。ただし、事業収入、不動産収入又は山林収入の減少が見込まれるため、国民健康保険税の減免を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

29 附則第27項の場合における第23条第2項の規定の適用については、同項中「納期限」とあるのは、「令和5年3月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後のつくば市国民健康保険税条例の規定

は、令和4年4月1日から適用する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度国民健康保険税減免について特例を定めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1—20（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る令和2年度国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>21 令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第23条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号、<u>附則第24項第2号及び附則第27項第2号</u>において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア—ウ（略）</p> <p>22—26（略）</p>	<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1—20（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る令和2年度国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>21 令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第23条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号及び<u>附則第24項第2号</u>）において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。</p> <p>ア—ウ（略）</p> <p>22—26（略）</p>

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る令和4年度国民健康保険税の減免の特例)

27 令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（令和3年度分の国民健康保険税にあつては、被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われたことにより令和4年4月1日以降に納期限が定められているものに限る。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第23条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれ、次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合にあつては、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

28 前項（第2号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、被保険者の属する世

帯の生計を主として維持する者が第20条の2の特例対象被保険者等である場合において、同条の規定を適用し、同項（第2号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。ただし、事業収入、不動産収入又は山林収入の減少が見込まれるため、国民健康保険税の減免を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

29 附則第27項の場合における第23条第2項の規定の適用については、同項中「納期限」とあるのは、「令和5年3月31日」とする。

別表第1 (以下略)

別表第1 (以下略)